

	耐震等級割引		建築年割引	免震建築物割引	耐震診断割引			
制度の内容	居住用建物の耐震性能が耐震等級1～3に該当する場合に、その居住用建物およびその居住用建物に収容された家財について割引を行うもの		昭和56(1981)年6月1日(建築基準法に定める現行耐震基準実施日)以降に新築された居住用建物およびその居住用建物に収容された家財について割引を行うもの	住宅性能評価書により居住用建物が免震建築物であると評価された場合に、その居住用建物およびその居住用建物に収容された家財について割引を行うもの	耐震診断または耐震改修により、建築基準法に定める現行耐震基準に適合していることが確認された居住用建物およびその居住用建物に収容された家財について割引を行うもの			
割引率	(等級1)10%・(等級2)20%・(等級3)30%		10%	30%	10%			
対象	新築住宅・既存住宅	既存住宅	新築住宅・既存住宅	新築住宅・既存住宅	既存住宅			
確認書類	住宅性能評価書 (住宅性能表示基準における評価方法基準に基づく耐震等級の場合)	耐震性能評価書 (国土交通省の評価指針に基づく耐震等級の場合)	建物の登記簿謄本等	住宅性能評価書	耐震化促進を目的とする減税(平成17年度・18年度の税制改正により導入)の適用を受ける際に提出される、建物が建築基準法に定める現行耐震基準に適合していることが確認できる以下のいずれかの書類		耐震診断の結果により、国土交通省の定める基準(平成18年国土交通省告示185号)に適合することを地方公共団体、建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関が証明した書類	
					耐震基準適合証明書 (中古住宅の購入時などの住宅ローン減税等を受ける際の証明書)	住宅耐震改修証明書 (耐震改修を行ったことによる所得税減税を受ける際の証明書)		地方税法施行規則附則第7条第5項の規定に基づく証明書 (耐震改修を行ったことによる固定資産税減税を受ける際の証明書)
確認書類の発行者	登録住宅性能評価機関	登録住宅性能評価機関 指定確認検査機関	—	登録住宅性能評価機関	登録住宅性能評価機関 指定確認検査機関 建築士	地方公共団体の長	登録住宅性能評価機関 指定確認検査機関 建築士 地方公共団体の長	登録住宅性能評価機関 指定確認検査機関 建築士 地方公共団体の長

※「免震建築物割引」「耐震診断割引」は、保険期間の始期が平成19年10月1日以降の契約に適用されます。